

看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める要望意見書

高齢化が進む中で、厚生労働省は2025年に向けた看護職員の推計と確保策の中で看護職員の必要数は200万人と試算しました。しかし、医療・看護の現場では引き続き厳しい労働環境と低賃金のもと看護師の定着が進まず、高い離職率の中、慢性的な人員不足が続いています。日本医療労働組合連合会が実施した全国の看護職員3万3,000人の集計の「2017年看護職員の労働実態調査」では、慢性疲労が約7割、健康不安の訴えも約7割、3人に1人が切迫流産で、流産も1割に達するなど、人手不足の中で過酷な勤務実態が浮き彫りとなりました。このような勤務環境で働く看護師は、仕事をやめたいと感じながら働いている割合が74.9%にも達し、やめたい理由の第1位は「人手不足で仕事がきつい」が47.7%、次いで「賃金が安い」が36.6%という結果になっています。低賃金・過重労働の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、患者・利用者の安全や看護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっています。

全産業平均よりも低い看護師の賃金水準の原因の一つには、同じライセンスでありながら働く地域によって初任給の格差が月額8万円にも及ぶ地域間格差が指摘できます。本来、公定価格である診療報酬で看護師の労働に関する評価が公正にされるべきですが、地域間格差が大き過ぎて看護師の賃金水準が引き上がらず、看護師の地域偏在や離職者増を引き起こしています。医療施設等の安全・安心な職員体制や医療・看護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。

よって、国においては、看護師の賃金の底上げを図り、安全・安心の医療・看護体制を確保するため、全国を適用対象とした看護師の特定最低賃金を新設するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月22日

北海道余市郡余市町議会議長 中井寿夫

【提出先】 内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣